

議 案 第 98 号

松戸市公共施設再編整備推進審議会条例の制定について

松戸市公共施設再編整備推進審議会条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

公共施設の再編整備の推進等に当たり、市長の附属機関を設置するため。

松戸市公共施設再編整備推進審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市公共施設再編整備推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、公共施設再編整備事業に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 松戸市公共施設再編整備基本計画の策定に関する事項
- (2) 松戸市公共施設再編整備基本計画の効果的な推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市公共施設再編整備推進審議会委員

日額 8,500円
